

介護の日 i n くまもと実行委員会補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 介護の日 i n くまもと実行委員会補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は、1部とし、提出期限は、別に定める。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、別紙第1号様式によるものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、補助金所要額調書（別紙第2号様式）とする。

(補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるとおりとする。

(補助事業の対象期間)

第4条 本事業の対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月末日までとする。

(補助金の額の変更)

第5条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は、1部とする。

2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別紙第1号様式によるものとする。

3 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助金所要額調書 別紙第2号様式

(2) 収支予算書 要項別記第2号様式

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受け取った日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告書)

第7条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書の様式は、別紙第3号様式によるものとする。

3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、補助金精算書（別紙第4号様式）とする。

5 要項第9条第3項の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の年度の3月末日とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年1月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別紙第1号様式（第2，5条関係）

年度介護の日inくまもと実行委員会実施事業

事業（変更）計画書

（単位：円）

実施事業名	事業計画の内容	事業実施予定期間等	支出予定額内訳	
			経費区分	金額
* 事業ごとに分けて記載すること。				

別紙第2号様式（第2，5条関係）

年度介護の日 i n くまもと実行委員会実施事業

補助金所要額調書

（単位：円）

総事業費 A	賛助金その他の収入 B	差引額 (A-B) C	県補助基本額 (要項記載額) D	県補助所要額 E	備考

（注）

- 1 B欄の「賛助金その他の収入」とは、賛助金及び預金利子収入をいう。
- 2 E欄は、C・D欄を比較して最も少ない額を記載すること。

別紙第3号様式（第7条関係）

年度介護の日inくまもと実行委員会実施事業

事業実績書

（単位：円）

実施事業名	事業実施内容	事業実施期間等	支出額内訳	
			経費区分	金額
* 事業ごとに分けて記載すること。				

別紙第4号様式（第7条関係）

年度介護の日inくまもと実行委員会実施事業

補助金精算書

(単位：円)

総事業費 A	賛助金その他の収入 B	差引額 (A-B) C	対象経費 実支出額 D	県補助 基本額 E	県補助 所要額 F	県補助交 付決定額 G	県補助金 受入済額 H	差引 過不足額 I (H-F)
* 事業 ごとに分 けて記載 すること。								

(注)

- 1 B欄の「賛助金その他の収入」とは、賛助金及び預金利子収入をいう。
- 2 F欄は、C・D・E欄を比較して最も少ない額を記載すること。
- 3 G欄は、F欄と同額を記載すること。